

声明

憲法解釈変更による集団的自衛権行使のための閣議決定案文の審査に際し、
内閣法制局が審査過程の記録を残さなかったことに対して抗議する。

2014年7月1日、政府は憲法9条の解釈の変更によって、集団的自衛権の行使ができるという閣議決定を行った。この閣議決定前日の6月30日に、内閣官房の国家安全保障局から内閣法制局に対して、閣議決定案文に対する法的な意見が求められた。そして、内閣法制局はその翌日に意見はないとの回答を電話で行った。しかし、このような結論に至る審査協議の過程を記録した文書が、内閣法制局には公文書として残されていないことが明らかになった。

以上は、2015年9月28日に毎日新聞が報じた内容の概略であるが、記事の全文をさらに詳細に読むと、この問題の重要性が浮かび上がってくる。

2015年6月の参議院外交防衛委員会で横畠長官が、解釈変更を「法制局内で議論した」と答弁した一方で、衆議院平和安全法制特別委員会では、局内に反対意見はなかったと答弁している。しかし、その議論の過程を証明する文書が保存されていない。公文書管理法第4条は「行政機関の職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない」としている。上記の記事によると、文書を残さなかったことについて富岡総務課長は「今回は必要なかった」と説明している。しかし、憲法9条の解釈を変更して集団的自衛権を行使できるようにすることが、軽微な事案であるはずがなく、記録を残す必要がないという説明には全く説得力がない。

したがって、「秘密保護法」廃止へ！実行委員会は、このたびの憲法解釈変更による集団的自衛権行使に際して、意見をまとめる過程の記録を公文書として残さなかった内閣法制局の対応が、公文書管理法に違反すると判断せざるを得ない。

「法の番人」と呼ばれ、長年にわたって政府の行政における法的判断を担ってきた内閣法制局が、自ら法律を破り、またそのことを正当化する姿勢を、断じて容認することはできない。さらに、安倍内閣が、このような内閣法制局の姿勢を正し、法に則った国務を行わせることを怠るのであれば、それは憲法73条に反することになり、安倍首相の責任は重大だと言わざるを得ない。

このような内閣法制局および国務を総理する立場にある安倍首相に対し、私たち「秘密保護法」廃止へ！実行委員会は、強く抗議する。

2015年12月25日 「秘密保護法」廃止へ！実行委員会